

実施方針等に関する質問書

①No.	②書類名	③頁	④大項目	⑤中項目	⑥小項目	⑦細目	⑧項目名	⑨質問の内容	回答
1	実施方針							令和5年2月13日に公表された（前回公募の）実施方針との相違点・変更点分かる資料を公表して戴けないでしょうか。	主に、各事業のスケジュール、軽微な文言の修正を行いました。
2	実施方針	7	第1	(8)			事業期間	事業者提案ではお示しのスケジュールとしつつ、建設業務や開館準備業務等が早く完了し供用開始予定日を早めたとしても、事業期間終期は当該早めた期間分前倒しとはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	9	第1	(10)	ア		市が支払うサービス購入費	予定価格は公表されますでしょうか。	募集要項等の公表時にお示し予定です。参考までに、2024年度町田市当初予算をご覧ください。
4	実施方針	9	第1	(10)	ア	(ア)	設計業務及び建設業務に係る対価	設計・建設業務に係る対価のうち、施設引渡し時に一括して支払われる対価はどの程度の割合を想定していますでしょうか。	公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
5	実施方針	9	第1	(10)	ア	(ア)	設計業務及び建設業務に係る対価	維持管理・運営期間中の割賦方式での支払いにつき、金利（固定又は変動、ペースレート）はどのような想定でしょうか。	公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
6	実施方針	9	第1	(10)	ア	(ア)	設計業務及び建設業務に係る対価	割賦方式での支払いに係る割賦金利で固定金利が採用された場合、一定期間毎に金利の見直しはなされるのでしょうか。	公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
7	実施方針	9	第1	(10)	ア	(ア)	設計業務及び建設業務に係る対価	「国庫補助金及び市が借入する地方債に相当する金額」の算定方法は募集要項等で示されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	9	第1	(10)	ア	(ウ)	維持管理業務及び運営業務に係る対価	維持管理業務及び運営業務に係る対価について、物価変動に伴い改定されるという理解でよろしいでしょうか。	サービス対価は対象を区分をした上で、対象に応じて物価変動に伴い改定を行うことを想定しています。詳細は公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
9	実施方針	9	第1	(10)	ア	(ウ)	維持管理業務及び運営業務に係る対価	維持管理業務及び運営業務に係る対価が物価変動に伴い改定される場合、算定方法は募集要項等で示されるとの認識でよろしいでしょうか。	サービス対価は対象を区分をした上で、対象に応じて物価変動に伴い改定を行うことを想定しています。詳細は公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
10	実施方針	9	第1	(10)	ア	(エ)	本事業の施設等の維持管理・運営業務に係る光熱水費	「毎年度実費精算」とありますが、維持管理業務及び運営業務に係る対価と同様に四半期ごとに支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、公募時に公表する「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
11	実施方針	9	第1	(10)	イ	(エ)	本事業施設において利用者等から得る収入	図録等の販売手数料は売上金額等に伴う歩合計算でしょうか。	要求水準書（案）「第10 2【アート・出会いの広場（第7パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業務）】(1)ア〈特記事項〉」に記載のとおり、販売手数料については協議により決定しますが、販売価格の10%程度を想定しています。
12	実施方針	9	第1	(10)	イ	(エ)	本事業施設において利用者等から得る収入	図録等の販売価格は貴市が定めるのでしょうか、それとも事業者が決定することができるのでしょうか。	図録等、市から販売を委託するものについては、市が販売価格を定めます。
13	実施方針	9	第1	(10)	イ	(オ)	本事業施設において利用者等から得る収入	市プログラム（工芸等講座）のサポート業務（実施方針第1(6)ク(ケ)）に関する対価は、市主催の講座の参加費等（もしあれば）のプロフィットシェアとなるのでしょうか。または、実施方針第1(10)ア(ウ)の運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか。	運営業務に係る対価に含まれるものです。
14	実施方針	10	第1	(11)	ウ	(ア)	本公園の施設設置又は管理許可による使用料	使用料は、町田市立公園条例第31条を受けた町田市行政財産使用料条例第2条第1項に基づいて算出されるものと理解しておりますが、土地等の適正な価格など算定根拠はどのように算出されますでしょうか。	設置管理許可により施設等を設置する場合、町田市行政財産使用料条例第2条に基づき、当該地域の公示価格、施設の建築工事費用等を用いて算出した使用料を年度毎に市へ支払う必要があります。設置管理許可により設置した施設等は、許可期間終了時に、許可を受けた者が原状回復を行うものとします。ただし原状に回復することが不適当な場合においては、この限りではありません。
15	実施方針	10	第1	(12)			事業期間終了後の措置	「要求水準を満足する状態」と有りますが、経年劣化等の選定事業者の責に依らない点は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に定める修繕（修繕・更新の判定・評価を含む）を事業者が実施又は市が実施すべき事項を示し、要求水準を満足する状態とすることを求めます。
16	実施方針	16	第2	(6)	イ		構成員等の明示	応募者の構成員又は協力企業が、応募者を構成しない法人に対して業務を再委託することは可能でしょうか。	可能です。参加資格確認書提出時に再委託先企業と当該企業が実施する業務が明確であれば記載いただくことを想定しています。
17	実施方針	16	第2	(6)	ウ		複数業務の実施	「複数の企業が各業務を分担して実施することも可能である。」とありますが、JVを組成するか、各企業が単独で当該業務を行うか、いずれも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

18	実施方針	17	第2	(6)	エ	複数応募の禁止	「応募者の構成員及び協力企業と資本面若しくは人事面において密接な関係のある者は、他の応募者の構成員及び協力企業となることはできない。」とありますが、コンソーシアム組成段階では、企業グループの関連会社は他コンソーシアムのメンバーとなっていることをお互いに把握できない場合もあるかと思えます。意図せずに関連会社が他のコンソーシアムメンバーとなっていたことが判明した場合、両社ともに参加資格を失うことになるのでしょうか。	特定の応募者の構成員又は協力企業として各業務を担当する特定の企業と、同企業と資本面若しくは人事面において密接な関係のある者が、故意に他の応募者の構成員又は協力企業になることを防ぐことを目的とした内容を、参加資格要件に追記することを想定しており、本項目を更新したものを公募時に公表する「募集要項」等において示します。	
19	実施方針	19	第2	(6)	カ	(イ)3	アート・出会いの広場の設計企業	令和5年度の募集要項と同条件「延床面積1,000㎡以上の施設の新設又は改築（改築にあつては、改築部分の面積）にかかる設計業務を主任技術者以上の役割で担当した実績を有する者を本業務の管理技術者として配置できること。」に修正戴けないでしょうか。	ご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のように、昨年度の募集要項と同様の条件に変更いたします。
20	実施方針	20	第2	(6)	カ	(オ)	本公園の第二期整備及び第三期整備の建設企業	2及び3の要件を必ずしも1者で充足する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	本公園の第二期整備及び第三期整備の建設業務を複数の者で実施する場合は、1者が1から3のいずれにも該当していれば、他の者は1の要件のみに該当することで要件を満たします。
21	実施方針	20	第2	(6)	カ	(カ)	アート・出会いの広場の建設企業	柱書2行目～3行目は要件が3つあるような記載ですが、要件は記載されている2つという理解でよいでしょうか。	ご指摘を受けて、実施方針「第2(6)カ(カ)アート・出会いの広場の建設企業」の参加要件の記載を「アート・出会いの広場の建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。なお、複数の者で実施する場合は、1の要件はすべての者で該当し、2の要件は1者以上が該当すること。」とする想定です。詳細は募集要項公表時に示します。
22	実施方針	20	第2	(6)	カ	(キ)	体験棟の建設企業	2及び3の要件を必ずしも1者で充足する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	体験棟の建設業務を複数の者で実施する場合は、1者が1から3のいずれにも該当していれば、他の者は1の要件に該当することで要件を満たします。
23	実施方針	22	第2	(6)	ケ	(ア)	特別目的会社の設立	念のためですが、仮契約とは事業契約仮契約を意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	実施方針	22	第2	(6)	ケ	(ア)	特別目的会社の設立	既存施設等を本店所在地として登記（新施設完成後に当該新施設に移転することを含みます。）することは可能でしょうか。	特別目的会社の本店所在地を本事業の既存施設又は新施設として登記することを妨げるものではありません。
25	実施方針	23	第2	(6)	ケ	(ウ)	特別目的会社の設立	金融機関から株式に対する担保権の設定を求められた場合、原則的に当該担保の設定につきご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	実施方針	25	第2	(4)	エ			「一定のルール」は募集要項等に併せて開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施方針	28	第6	(3)			当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	「事業継続の可否について協議」「協議が整わないとき」「損失の補償については…協議」と有りますが、協議の具体的な基準をお聞かせいただけますか。	現時点で具体的に想定しているものではありません。
28	実施方針	32	別紙1	No. 3			契約締結リスク	債務負担行為及び事業契約（本契約）締結並びに指定管理者の指定に関して議会の決議がなされなかった場合、貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	事業契約の議決と指定管理者の指定の議決が、議会において同時に審議されるよう進めてまいります。事業契約締結、指定管理者の指定に関する議決が得られなかった場合の詳細は、公募時に公表する「基本協定書（案）」において示します。
29	実施方針	32	別紙1	No. 7			住民対応リスク	通常生じる建設に伴う騒音・振動は施設そのものに起因するものとして貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）「第5 2(1)」及び「第5 2(6)」の要求水準を満たした上で生じる騒音・振動は、事業者の責に帰すべき事由には該当しません。
30	実施方針	33	別紙1	No. 18			債務不履行リスク	法令変更により当初予定していた業務の継続が困難となり債務不履行が生じる場合は、別紙1「リスク分担表（案）」No. 9に起因する債務不履行として貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関する場合は、お見込みのとおりです。
31	実施方針	33	別紙1	No. 19			環境リスク	貴市が実施する工芸美術館及び版画美術館の建設（大規模修繕を含みます。）に起因して生じる環境リスクは、事業者の維持管理・運営業務が要求水準に従って行われている限り、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施方針	33	別紙1	No. 22			物価変動リスク	物価変動に係る負担の考え方（使用する物価変動指数や計算式など）をお示しください。	物価変動に係る詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」及び「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
33	実施方針	33	別紙1	No. 27			不可抗力リスク	コロナなどの疫病の発生・蔓延は不可抗力に含まれるでしょうか。	不可抗力に含まれるものとし、公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。
34	実施方針	33	別紙1	No. 27			不可抗力リスク	不可抗力に伴い発生した増加費用・損害等の分担の考え方（割合等）をご教示ください。	公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。

35	実施方針	33	別紙1	No. 28		知的財産権侵害リスク	市の指示・許可の誤りから生じた損害については事業者の責ではないという理解でよろしいでしょうか。	公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。
36	実施方針	34	別紙1	No. 44		工事費増減リスク	物価変動に伴う工事費の増加は、本別紙1No. 22の対象となり、必ずしも事業者が全額負担することにはならないという理解でよろしいでしょうか。	物価変動リスクの詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」及び「サービス対価の算定及び支払方法」において示します。
37	実施方針	34	別紙1	No. 47		所蔵品管理リスク	事業者による所蔵品への付保基準はありますか。	運送業者・作業員の手配は市が行いますが、事業者が行う館内での警備業務の不備などによる盗難・毀損の発生も想定されます。リスク負担の詳細は、公募時公表する「事業契約書（案）」に示します。」
38	実施方針	34	別紙1	No. 48		所蔵品管理リスク	所蔵品の他館への貸出により所蔵品が盗難・毀損した場合は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	実施方針	34	別紙1	No. 48		所蔵品管理リスク	所蔵品の他館への貸出に係る運送業者・作業員等による盗難・毀損は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	実施方針	34	別紙1	No. 48		所蔵品管理リスク	天変地異による所蔵品の毀損は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の対象は不可抗力に該当すると想定しています。不可抗力の詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。
41	実施方針	34	別紙1	No. 49		預託品管理リスク	事業者による預託品への付保基準はありますか。	運送業者・作業員の手配は市が行いますが、事業者が行う館内での警備業務の不備などによる盗難・毀損の発生も想定されます。リスク負担の詳細は、公募時公表する「事業契約書（案）」に示します。」
42	実施方針	34	別紙1	No. 50		預託品管理リスク	天変地異による預託品の毀損は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の対象は不可抗力に該当すると想定しています。不可抗力の詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。
43	実施方針	34	別紙1	No. 51		展示品管理リスク	事業者による展示品への付保基準はありますか。	運送業者・作業員の手配は市が行いますが、事業者が行う館内での警備業務の不備などによる盗難・毀損の発生も想定されます。リスク負担の詳細は、公募時公表する「事業契約書（案）」に示します。」
44	実施方針	34	別紙1	No. 52		展示品管理リスク	展示品の他館からの借受に係る運送業者・作業員等による盗難・毀損は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	実施方針	34	別紙1	No. 52		展示品管理リスク	天変地異による展示品の毀損は、事業者のリスク負担ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の対象は不可抗力に該当すると想定しています。不可抗力の詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。
46	実施方針	34	別紙1	No. 56		利用者対応リスク	貴市の学芸員等に起因するトラブルや対応は貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	実施方針	34	別紙1	No. 56		利用者対応リスク	市の政策・基本方針に関する利用者対応リスクは市が負うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48		35	別紙1	No. 61		施設・設備・什器・備品等リスク	「事業者が実施すべき適切な維持管理等」とは、要求水準書に記載のある維持管理等を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	実施方針	35	別紙1	No. 61		施設・設備・什器・備品等リスク	利用者等の第三者による施設・整備・什器・備品等の損傷はどのようなリスク分担となりますでしょうか。	公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。
50	実施方針	35	別紙1	No. 64		変更リスク	災害等の発生により本事業の対象施設が避難場所等として使用される場合、これに関連して生じる費用等は、本別紙1No. 27（不可抗力リスク）の対象ではなく、貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	芹ヶ谷公園は市の避難広場として指定されています。そのため、大きな地震が発生した場合などに、一時的な避難や自主防災組織（町内会・自治会等）が互いの確認を行うために集合する場所として使用されます。天災等が発生した場合の上記に係る増加費用その他損害は不可抗力に相当すると想定しています。なお、隣接する町田第二小学校は災害時に仮救護所を設置する避難施設である救護連絡所に指定されています。
51	実施方針	35	別紙1	No. 66		事故等リスク	2行目の「又は市の責めに帰すべき事由」とは「又は事業者の責めに帰すべき事由」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。本項目の更新を「事業契約書（案）」に反映し公募時に公表します。
52	実施方針	35	別紙1	No. 66		事故等リスク	施設引き渡し後の火災等は、貴市が加入される火災保険や共済によりカバーされ、貴市及び事業者のいずれの責めにも帰さない火災等は貴市のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	火災等のリスクは本紙と事業者の両方のリスクであることを想定しています。
53	実施方針	35	別紙1	No. 66		事故等リスク	版画に使用する腐蝕液や引火性のものに起因する事故はどのようなリスク分担を想定されていますでしょうか。	リスク分担表（案）No65のとおり、市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責めに帰すべき事由によるリスクは市が負います。不可抗力等、いずれの責めにも帰さない場合のリスク分担の詳細は公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。

54	実施方針	35	別紙1	No. 67			事故等リスク	要求水準を満たした上での事故等は事業者の責めに帰さないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力等、いずれの責めにも帰さない場合のリスク分担の詳細は公募時に公表する「事業契約書(案)」に示します。
55	実施方針	14	2	(5)	エ		実施方針等に関する質問及び意見	本事業の入札中止前における募集要項等に関する質問回答の中で、今回も回答が適応される該当No. をご教示ください。	前回の回答は反映されないものとお考え下さい。
56	実施方針	21	2	(6)	カ	(ケ)	版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業	延床面積1,000㎡以上の類似施設の維持管理業務実績が条件になっていますが、本事業の対象施設の延床面積(版画美術館:約8,000㎡、工芸美術館:約2,000㎡の計10,000㎡)から鑑みると条件が緩いと思料します。最低でも本事業対象施設と同等に延床面積10,000㎡以上の実績を条件にすべきではないでしょうか。	自治体経営の視点から、事業者の競争性等を高めるための条件として設定しております。
57	実施方針	21	2	(6)	カ	(ケ)	版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業	類似施設の維持管理業務実績について「完了している実績に限る」となっておりますが、指定管理等複数年契約中の現在進行形の実績もお認めいただけますでしょうか。	実績として認めます。
58	実施方針	21	2	(6)	カ	(ケ)	版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業	類似施設の維持管理業務実績について「1年間以上」となっておりますが、本事業の維持管理期間を鑑みると、1年間では条件が緩いと思料します。10年間以上の継続した実績を条件にすべきではないでしょうか。	自治体経営の視点から、事業者の競争性等を高めるための条件として設定しております。
59	要求水準書(案)							令和5年5月31日に公表された(前回公募)要求水準書との相違点・変更点分かる資料を公表して戴けないでしょうか。	主に、各事業のスケジュール、軽微な文言の修正、添付資料等の整理を行いました。
60	要求水準書(案)	9	第1	3	(4)		事業期間	事業者提案ではお示しのスケジュールとしつつ、現実に建設業務や開館準備業務等が早く完了した場合、引渡し日や供用開始日を前倒しすることは可能でしょうか。	お見込みのとおり可能です。
61	要求水準書(案)	11	第1	6	(1)		要求水準の変更事由	要求水準の変更がある場合、事前に事業者にご相談があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。必要がある場合は、相談や協議のうえ再契約等の手続きを想定しております。
62	要求水準書(案)	12	第1	8	(2)	④	特別目的会社の設立	金融機関から株式に対する担保権の設定を求められた場合、原則的に当該担保の設定につきご承諾いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	要求水準書(案)	12	第1	8	(2)	⑤イ(ア)	契約又は覚書等の一覧	契約又は覚書等の一覧の変更があった都度ではなく、一定期間毎に変更後の一覧を提出することでよろしいでしょうか。	可能ですが、市から提出が求められた場合には速やかにご提出ください。詳細は、公募時に示します。
64	要求水準書(案)	14	第1	8	(4)	③オ	年報(アニュアルレポート)	「公表」の方法は事業者委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書(案)	14	第1	8	(4)	④	パークミュージアム連絡協議会の開催	「有識者等」の選任は事業者委ねられている、との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、適宜市と事業者にて協議等しながら実施していくことを想定しています。
66	要求水準書(案)	14	第1	8	(4)	④	パークミュージアム連携協議会の開催	本事業期間全体にわたって(5)③で定める全ての業務責任者を設置し続ける必要があるということでしょうか(例えば、維持管理・運営期間においても設計業務責任者を配置し続ける必要があるということでしょうか。)	ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
67	要求水準書(案)	14	第1	8	(4)	⑤	利用料金の設定及び収受	「市と協議」と有りますが、著しく合理性に欠けるものでなければ、事業者が希望する利用料金が認められるという理解でよろしいでしょうか。	本公園、版画美術館、工芸美術館、体験棟の利用料金については、設置条例等に基づき事業者の提案を踏まえて決定するものとします。市の承認を必要としますが、お見込みのとおりです。
68	要求水準書(案)	15	第1	8	(5)	③	責任者の配置	各業務の責任者は、必ずしも設立する特別目的会社の社員(出向によるものも含みます。)である必要はなく、構成企業や協力企業の社員でも構わないでしょうか。	各業務の責任者は、必ずしも設立する特別目的会社の社員でなくても構いません。
69	要求水準書(案)	15	第1	8	(5)	③	責任者の配置	表中の「設計業務責任者」等の項目に記載されている「統括管理責任者」は「統括マネジメント責任者」を意味し、統括マネジメント責任者とは別に配置を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
70	要求水準書(案)	15	第1	8	(5)	③	責任者の配置	表の直下の1つ目の「・」冒頭に「総括マネジメント責任者」とありますが、「統括マネジメント責任者」を意味するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。
71	要求水準書(案)	15	第1	8	(5)	③	責任者の配置	表には任意事業責任者の記載はありませんが、表の直下の1つ目の「・」では任意事業責任者も届け出ることとされています。任意事業責任者の設置は必須ではなく、設置した場合には届出をするということでしょうか。	お見込みの通りです。ご指摘を受けて、本項目の更新を「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。

72	要求水準書 (案)	20	第2	2	(6)	②	土壌汚染状況	本件業務開始前に起因するものと思われる土壌汚染については、市にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか？	土壌汚染が判明した場合には、市と協議いただき、市の事業費によりPFI事業の中で事業者が対応をお願いします。
73	要求水準書 (案)	27	第3	1	(3)	①	統轄マネジメント責任者の設置	「常時連絡が取れる体制」と有りますが、「常時」と「連絡が取れる」について、貴市の想定が有れば御教示願います。	基本的には緊急時を想定しております。「常時」「連絡が取れる」は、緊急時において電話がつながるまたはメールでのやり取りが迅速に行えるなど、市が状況確認を統括マネジメント責任者と行える状態を想定しております。
74	要求水準書 (案)	27	第3	1	(3)	①	統轄マネジメント責任者の設置	「必要に応じて、市が主催する会議や委員会に出席」と有りますが、現時点で想定される出席の頻度、具体的な会議や委員会の名称が有れば御教示願います。	・地元の町内会自治会との会議等 6回/年 ・町田市立国際版画美術館運営協議会 2回/年 ・博物館運営委員会 2回/年
75	要求水準書 (案)	27	第3	1	(3)	①	統轄マネジメント責任者の設置	「選出に当たっては事前に市の承諾を得ること」と有りますが、特段の問題が無ければ、基本的に貴市の承諾が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
76	要求水準書 (案)	29	第3	2	(3)	②ウ	維持管理・運営期間	「提供するサービスへの評価を収集」と有りますが、この「評価」とは利用者等からの評価を指し、実際の収集対象など詳細は事業者委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	利用者からの評価だけでなく、建物の管理運営を含め、事業者が提供するサービスに対する自己評価を想定しています。サービスの向上、利用者アンケート調査、広報・情報発信、パークミュージアムの実現度、施設の管理、集客・賑わいづくり、地域貢献、収支の健全性などについて、想定しており、自己評価に加え、利用者からの評価も含んでおります。収集対象につきましては、お見込みの通りです。
77	要求水準書 (案)	30	第4	1	(5)	③	設計・建設部会の設置	設計・建設部会は建設業務が完了するまでの期間設置すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
78	要求水準書 (案)	30	第4	1	(5)	③	設計・建設部会の設置	設計・建設部会の定例会等には、関連する業務担当者のみが参加（その他の業務担当者は任意の参加）すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
79	要求水準書 (案)	36	第5	2	(1)	③	建設期間中の業務	周辺環境や施設のイメージアップにつながる仮囲いとは、どのようなイメージでしょうか。具体例があればお示し下さい。	例えば、仮囲いにアート作品のペイントを施すなど、工事中でも来園者が楽しめるようなものをイメージしております。そのほか、芹ヶ谷公園の木々に溶け込むデザインや、パークミュージアムが目指す姿のイラスト掲示、仮囲いを使用したワークショップや、芹ヶ谷公園の歴史を語る季刊誌としての活用などを参考にしてください。
80	要求水準書 (案)	39	第5	2	(6)	ウ	環境対策について	実施方針別紙1「リスク分担表」No.19に示されているとおり、事業者の責めに帰す範囲において悪影響・損傷等に対応する費用等を負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
81	要求水準書 (案)	41	第6	1	(3)		業務期間	対象となる建設業務の業務期間終期である2030年6月30日ではなく、本事業の事業期間の終期までが業務期間となるという理解でしょうか。	工事監理業務については、アート・出会いの広場、(仮称)公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟、芹ヶ谷公園第2期・第3期整備それぞれの業務期間の終期までとお考え下さい。2030年6月30日は、それら事業うち、最後に完了する予定の事業である芹ヶ谷公園第3期整備の業務期間の終期を指しています。
82	要求水準書 (案)	43	第7	1	(4)	①	パークミュージアムマネージャーの設置	「パークミュージアムの新しいあり方を提案」と有りますが、具体的にどのような提案を求めているのか御教示願います。	デザインブックや現在行っている「フューチャーパークラボ」などを参考していただき、事業者のノウハウをいただきながら共に作り上げたいと考えておりますが、基本的には事業者の提案に委ねるものです。
83	要求水準書 (案)	43	第7	1	(4)	①	パークミュージアムマネージャーの設置	「中心市街地関係者」について、現時点で想定される具体的な団体名等を御教示願います。	都市再生推進法人（町田まちづくり公社）や商店会等を想定しています。
84	要求水準書 (案)	43	第7	1	(4)	①	パークミュージアムマネージャーの設置	「パークミュージアムの新しいあり方を提案」と有りますが、社会情勢や市民ニーズ等の変化に応じて当該提案を実施するために、応募時あるいは事業初期段階の計画（要求水準書(案)第1の8(4)①アに規定される長期運営計画等）よりも費用が掛かることも想定されます。この費用負担について、貴市と協議することは可能でしょうか。新たな提案を継続するためのモチベーションや実効性の高い提案を行うためには一定の財源が必要であり、この観点を踏まえた貴市のお考えをお聞かせ願います。	基本的には事業契約書に定め、それに基づいて進めてまいります。時代や事業成果、効果に応じて柔軟に対応したいと市も考えているため、協議や変更等は可能と考えています。
85	要求水準書 (案)	43	第7	1	(4)	②	パークマネジメント業務担当者の設置	どのような資格を想定されていますでしょうか。	幅広い知識や経験を活かすことのできる資格を想定しておりますが、個別具体的に市から想定を示すものではないと考えております。
86	要求水準書 (案)	44	第7	1	(6)		業務報告書	「運営業務に関する日報、月報、四半期報告書」とは、13ページに記載の「業務日報、業務月報、四半期活動報告書」と同一あるいは、その一部をなすものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

87	要求水準書 (案)	44	第7	2			業務の要求水準	「共同事業、連携事業を計画的に企画・実施すること」と有りますが、「共同事業」と「連携事業」の定義を御教示願います。	共同事業は、個別具体的な事業に限らず、同じ目的に向かって力を合わせる事業としています。一方で連携事業は、別々の団体や企業と連絡等を取りながら事業者が行う事業としています。
88	要求水準書 (案)	44	第7	2			業務の要求水準	「共同事業、連携事業を計画的に企画・実施すること」と有りますが、「企画・実施」に掛かる費用はサービス購入費（運営業務に係る対価）として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
89	要求水準書 (案)	44	第7	2	(1)	イ	イベント企画・運営等業務	ここで規定するイベント企画・運営等業務とは、全て自主事業又は民間提案事業（付帯事業）に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	P43 (1) パークミュージアム業務における、イベント企画・運営等業務は、サービス購入費として実施する事業であると考えており、文化芸術や公園活用を通じパークミュージアムを実現する業務と考えています。一方で、イベント・アクティビティ等の企画・運営は、上記以外の自主事業又は民間提案事業に該当するものと考えています。
90	要求水準書 (案)	44	第7	2	(1)	イ	イベント企画・運営等業務	<特記事項>において自主事業実施の手続きは求められていますが、任意事業のうちその他民間提案事業については同様の手続きは不要との理解でよろしいでしょうか。	都市公園法第5条第3項に期間は10年をこえることができないとあるので、最長で10年となります。更新については申請内容に応じ許可します。
91	要求水準書 (案)	44	第7	2	(1)	イ	イベント企画・運営等業務	<特記事項>「・施設使用料等の支払い」に関し、市の許可を得たうえで行うことができるとありますが、かかる許可は設置許可として期間は10年間となりますでしょうか。また、10年以降事業期間終了までの期間（もしあれば。）の許可は更新されるのでしょうか。	No90の回答をご参照ください。
92	要求水準書 (案)	45	第7	2	(2)	<全体>イ	ロゴマークの活用	ロゴマークは貴市にて準備されるのでしょうか。	既に市が作成し使用しているロゴマークをご活用いただく他、新たに制作いただきたいと考えています。
93	要求水準書 (案)	46	第7	2	(2)	<要求水準>ア	情報発信業務	各種情報媒体による宣伝活動に要する費用は、運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	お見込みの通り、運営業務に係る対価に含まれます。
94	要求水準書 (案)	46	第7	2	(2)	<要求水準>ア	情報発信業務	「市内にとどまらない広域的な集客」と有りますが、貴市が想定する「広域」の範囲が有れば御教示願います。	都内区市町村、多摩地域、小田急小田原線沿線及びJR横浜線沿線など、首都圏及び関東圏を主なターゲット層としています。その他、Webでは全国、世界へのプロモーションを想定しており、インバウンド対策もご検討いただきたいと思います。
95	要求水準書 (案)	46	第7	2	(2)	<要求水準>イ	WEB管理運営業務	<特記事項>2つ目の「・」に関して、事業者主導により美術作品を公開する場合（貴市の要請により公開する場合に該当しない場合をいいます。）、著作権料は事業者が負担するのでしょうか、それとも貴市から支払われる業務対価の対象となり得るのでしょうか。	事業者の実施する企画において美術作品を使用する場合については、市と協議いただいたうえで、市が負担すべきと考えております。
96	要求水準書 (案)	46	第7	2	(2)	<要求水準>イ	WEB管理運営業務	ホームページの更新計画は市と協議の上で作成し、計画外の更新作業が追加されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、更新等の主体は事業者であると想定しておりますが、適宜市が協議させていただく場合もあります。また、計画外の更新作業が生じることもあると考えております。
97	要求水準書 (案)	46	第7	2	(2)	<要求水準>イ	WEB管理運営業務	サーバーは事業者が用意するとの理解でよろしいでしょうか。ドメインの取得に係る費用も事業者の負担となるのでしょうか。	お見込みの通りです。
98	要求水準書 (案)	47	第7	2	(2)	<特記事項>ウ	マーケティング業務	「中心市街地利用者」について、定義を御教示願います。	都市再生推進法人（町田まちづくり公社）や商店会等を想定しています。
99	要求水準書 (案)	47	第7	2	(2)	<特記事項>エ	展覧会広報業務（制作・発送手配等）	広告印刷物の費用や広告会社に対する委託料は、運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	運営業務に係る対価に含まれます。
100	要求水準書 (案)	47	第7	2	(2)	<特記事項>エ	展覧会広報業務	当該業務の積算に必要な、展覧会の開催頻度、広報印刷物の配布部数を御教示願います。	展覧会の開催頻度は美術館1館につき、企画展4～6本/年、特集展示4本/年となります。企画展の広報印刷物の配布部数は、版画美術館については、B2ポスター800枚、チラシ75000枚、観覧券、招待券、割引券28000枚です。なお、募集要項時に、参考までに広報物制作実績を公表します。

101	要求水準書 (案)	46	第7	2	(2)	<要求水準> エ	展覧会広報業務 (制作・発送手配等)	ちらし及びポスターのこれまでの市の発送実績をお示しください。	募集要項公表時に、市の実績を別紙資料にて公表します。 なお、小中展については「別紙40 国際版画美術館 第37回町田市公立小中学校作品展 ポスター・チラシ作成」の通りです。 その他、博物館については、以下のとおりです。 例：2019年淡島雅吉展 発送先976箇所、ポスター発送418枚（作成枚数500枚）、チラシ発送12815枚（作成枚数2万枚）
102	要求水準書 (案)	47	第7	2	(2)	<特記事項> オ	告知印刷物、年間スケジュールの制作業務	告知印刷物の製作に要する費用は、運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	運営業務に係る対価に含まれます。
103	要求水準書 (案)	47	第7	2	(2)	<特記事項> オ	告知物印刷、年間スケジュールの制作業務	当該業務の積算に必要な、告知印刷物の作成頻度、配布部数等を御教示願います。	年間スケジュールは1年に1回作成します。配布部数は募集要項公表時に、別紙資料にて公表します。
104	要求水準書 (案)	48	第7	2	(2)	<特記事項> カ	企画展広報業務（プレスリリース）	当該業務の積算に必要な、企画展の開催頻度、取材対応の想定回数を御教示願います。	企画展の開催頻度は4～6本/年です。各展覧会の取材対応の回数については、雑誌・インターメディア等は40件、TV取材等は10件程度を想定しています。（ただし小中学校作品展の取材対応は約5件/年） 国際工芸美術館の企画展の開催頻度は年6本で、取材対応の想定回数は版画美術館に準じます。
105	要求水準書 (案)	48	第7	2	(2)	<特記事項> カ	企画展広報業務（プレスリリース）	（専門性の高い内容の場合適宜学芸員に引き継ぐこと）とありますが、プレス対応の都度事業者と学芸員の役割分担を協議させて頂くという理解でよろしいですか。	お見込みの通りです。
106	要求水準書 (案)	48	第7	2	(2)	<特記事項> キ	プロムナード・コンサート業務	企画にあたっての「専門家」について、定義をご教示願います。	以下①～③すべて満たしている者と考えています。 ①音楽史、音楽演奏に関する十分な知識を有すること ②リハーサルを含め、出演交渉、ステージマネージメント、出演者対応、進行管理、会場設営、広報、プログラム作成など一連の業務の経験を有すること ③当館エントランスホールの構造、展示との関連性、美術館のコンセプトにふさわしいプログラムの企画が出来ること
107	要求水準書 (案)	49	第7	2	(3)	ウ	まちなか連携	ステークホルダーと行う共同事業や連携事業は、任意事業又は対価の支払いの対象となるパークミュージアムマネジメント業務のいずれに該当しますでしょうか。	パークミュージアムマネジメント業務に該当すると考えております。
108	要求水準書 (案)	50	第7	2	【アート・出合いの広場】 (2)	ア	通常運営業務・イベント<要求水準>	次の用語の定義を御教示願います。 「周辺施設などで実施していない」の「周辺施設」 「地域の回遊性の向上に資する」の「地域」	周辺施設は、芹ヶ谷公園に近い公共施設や町田駅に近い各施設です。地域は、町田駅周辺の中心市街地のエリアです。
109	要求水準書 (案)	50	第7	2	【アート・出合いの広場】 (2)	イ	自主事業<要求水準>	「周辺住民や団体等」について、具体的な名称を御教示願います。	近隣の町内会自治会や、公園や美術館で活動している団体などを想定しております。
110	要求水準書 (案)	50	第8	2	(1)	イ	オープニングセレモニー	現時点において、貴市が想定しているセレモニーの規模（招待者数）や開催形式（リアル、オンライン、ハイブリッド）、その他の情報が有れば御教示願います。なお、事業者の提案に委ねられているなら、その旨をお知らせ願います。	リアルとオンラインによる開催を想定しています。 市は、工芸美術館での展示等、市事業に係るイベント実施を想定しておりますが、その他は事業者の提案に委ねたいと考えています。
111	要求水準書 (案)	51	第8	1	(5)	③	開館準備部会の設置	設計・建設部会は開館準備業務が完了するまでの期間設置すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
112	要求水準書 (案)	51	第8	1	(5)	③	開館準備部会の設置	開館準備部会の定例会等には、開館準備業務担当者のみが参加（その他の業務担当者は任意の参加）すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。

113	要求水準書 (案)	52	第8	2	(1)		オープニングイベント・開館準備業務	オープニングイベントに係る経費は運営業務に係る対価に含まれるのでしょうか、それとも別途費用をご負担いただけるのでしょうか。	運営業務に係る対価に含まれます。
114	要求水準書 (案)	52	第8	2	(2)		美術館を支える方々とのネットワークづくり業務	「(活動例)」に示されるような活動は、任意事業又は対価が支払われる開館準備業務のいずれに該当するのでしょうか。	開館準備業務期間中は開館準備業務に該当します。それ以降は、市と協議しながらになると思いますが、任意事業に該当するものと考えております。
115	要求水準書 (案)	54	第9	1	(6)	②	維持管理業務担当者	1名が複数の業務の担当者を兼務することは可能でしょうか。	お見込みのとおり可能です。
116	要求水準書 (案)	54	第9	1	(6)	③	維持管理・運営部会	維持管理・運営部会の定例会等には、関連する業務担当者のみが参加(その他の業務担当者は任意の参加)すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。
117	要求水準書 (案)	58	第9	2	(2)	③ア	日常警備業務	現在の館内外の巡回警備の頻度をお示し頂けますでしょうか。	セキュリティの関係上お示しすることができません。
118	要求水準書 (案)	59	第9	2	(2)	③イ	施設内外巡回業務	下から2つ目の「・」において不審者の排除が定められていますが、設置条例等により、事業者並びにかかる業務を実際に行う受託業者及び担当者に排除の権限が付与されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り、事業者が退場を命ずることができるようにする予定です。
119	要求水準書 (案)	64	第9	2	(3)	ス	彫刻噴水・シーソー点検修繕	要求水準を満たしたうえでの事故(金属疲労による折れなど)のリスクは市で良いか。(事業者のリスクでは)	お見込みの通りです。
120	要求水準書 (案)	67	第9	2	(6)	③	要求水準	1件につき130万円以上の修繕、日常的ではない修繕は貴市の負担において実施されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
121	要求水準書 (案)	67	第9	2	(7)	③	要求水準	事業者が負担すべき修繕について、年間の負担上限額(すなわち、事業者費用負担が年間で一定金額を超えた場合、当該超過部分を貴市にご負担いただく。)のご想定はありますでしょうか。	市の指定管理者制度を導入している施設と同様に、管理施設の修繕等のうち日常的なもので、1件につき130万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、あらかじめ市の承認を受けた上で、事業者の費用(PFIの場合サービス購入費)と責任において実施するものと考えております。
122	要求水準書 (案)	67	第9	2	(7)	③	要求水準	利用者にとっての利便性の向上が見込まれる修繕で事業者の提案により貴市の承諾を得て実施する場合は事業者が実施できるとありますが、当該修繕に要する費用は金額の多寡にかかわらず事業者負担となるのでしょうか。	お見込みの通りです。
123	要求水準書 (案)	68	第9	2	(8)	③	要求水準	柱書最終文冒頭の「電球等は、美術・博物館用。」は文章が途中で切れているように思われますので、内容を補充いただけますでしょうか。	今一度、市ホームページに掲載中の要求水準書(案)をご確認いただきますようお願いいたします。
124	要求水準書 (案)	69	第9		(1)	ア	園地清掃	一般的な清掃を想定し、それを超えるような不法投棄ゴミへの対応や費用は貴市と別途協議により対応するという理解でよろしいでしょうか。	不法投棄ゴミへの対応や処理費用等は事業者の負担となります。
125	要求水準書 (案)	69	第9		(1)	ウ	池等清掃業務	上から3つめの「・」について、実施頻度は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
126	要求水準書 (案)	73	第9		(6)	ウ	備品の管理	(以下、「貸与備品」という。「水準書」参照。)とありますが、ここでいう「水準書」とは、本要求水準書(第1「総則」1、「本要求水準書の位置づけ」の1行目で定義される「本書」(5ページ))を意味しますでしょうか。	不要な文言であるため、公募時に削除します。
127	要求水準書 (案)	75	第9		(1)	イ	園地清掃	実施方法や頻度は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
128	要求水準書 (案)	75	第9		(1)	イ	園地清掃	一般的な清掃を想定し、それを超えるような不法投棄ゴミへの対応や費用は貴市と別途協議により対応するという理解でよろしいでしょうか。	不法投棄ゴミへの対応や処理費用等は事業者の負担となります。

129	要求水準書 (案)	79	第10	1	(6)		【アート・出会いの 広場（第7パーク ミュージアムマネジ メント業務を除くそ の他業務）】	運営業務区分の内容が、後述のアート体験棟（91ページ）の内容となっ ています。アート・出会いの広場（第7パークミュージアムマネジメン ト業務を除くその他業務）の運営業務内容は、89ページ【アート・出会 いの広場（第7パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業 務）】記載の内容という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ご指摘を受けて、本項目の更新を 「要求水準書」に反映し、公募時に公表します。	
130	要求水準書 (案)	80	第10	1	(6)	②イ	運営業務担当者	1名が複数の業務の担当者を兼務することは可能でしょうか。	お見込みの通り可能です。	
131	要求水準書 (案)	80	第10	1	(6)	②イ	運営業務担当者	「運営業務担当者変更する場合は、事前に市の承諾」と有りますが、特 段の問題が無ければ、基本的に貴市の承諾が得られるとの理解でよろし いでしょうか。	お見込みの通りです。	
132	要求水準書 (案)	80	第10	1	(6)	②イ	運営業務担当者	どのような資格を想定されていますでしょうか。	幅広い知識や経験を活かすことのできる資格を想定しておりますが、個別具 体的に市から想定を示すものではないと考えております。	
133	要求水準書 (案)	85	第10	2	(2)	イ	情報コーナーに関す る業務	リーフレット等は貴市が作成し、事業者に交付されるのでしょうか。	市が作成し交付するものも想定しておりますが、主に事業者が必要に応じた ものを作成することを想定しております。	
134	要求水準書 (案)	86	第10	2	(3)		【工芸 美術館】 【版画 美術館】イ	観覧料収納業務・チ ケット販売業務	市の指定する口座への払い込みについて、納期の定めはありますか。納 期の定めがあればご教示下さい。詳細な手順は市と事業者の協議で定め るという理解でよろしいでしょうか。	収入事務の委託に関して、市の会計事務規則では「～即日又は翌日払い込む ことが不適当であると認める場合は、会計管理者の承認を得て、週末又は月 末等に取りまとめて払い込むことができる。」と規定しています。 詳細な手順はお見込みの通りです。
135	要求水準書 (案)	94	第10	2	(8)	ウ	災害時の対応	「総括責任者」とは、統括マネジメント責任者（若しくは統括管理責任 者）又は業務区分ごとに定める主たる業務担当者のいずれを意味します でしょうか。	統括マネジメント責任者または公園の維持管理運営責任者を意味していま す。又は維持管理運営業務責任者を意味しています。	
136	要求水準書 (案)	97	第11					「第三者に委託する場合は、事前に市に相談」と有りますが、市に相談 する再委託業務というのは、軽微な再委託を除くという理解でよろしい でしょうか。	再委託につきましては、基本的には市に相談等いただきたいと考えておりま す。	
137	要求水準書 (案)	97	第11					「第三者に委託する場合は、事前に市に相談」と有りますが、再委託す る業務を事前に相談するという理解でよろしいでしょうか？他に相談す べき事項が有れば御教示願います。	お見込みの通りです。	
138	要求水準書 (案)	97	第11	1			任意事業に関する要 求水準（自主事業）	「利益の一部を市民に還元することとし」とありますが、現在、貴市で 想定している還元方法はございますでしょうか。	例えば、公園の維持管理費などに還元するなどが考えられますが、よりよい 提案を期待しています。	
139	要求水準書 (案) 別添 資料							令和5年5月31日に公表された（前回公募の）要求水準書別添資料との相 違点・変更点分かる資料を公表して戴けないでしょうか。	主に、各事業のスケジュール、軽微な文言の修正、添付資料等の整理を行いま した。	
140	要求水準書 別紙2「市 への提出書 類」	7	5	(2)	④		特別目的会社の設立	金融機関から株式に対する担保権の設定を求められた場合、原則的に当 該担保の設定につきご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議の上、承諾する想定です。	
141	要求水準書 別紙2「市 への提出書 類」	7	5	(3)			事業の調整等に関す る事項	柱書2行目冒頭の「総括責任者」とは、要求水準書第1.8(5)③（14ペー ジ）に定める統括マネジメント責任者を意味するとの理解でよろしいで しょうか。	お見込みの通りです。	
142	要求水準書 別紙2「市 への提出書 類」	7	5	(3)			事業の調整等に関す る事項	柱書末尾に「（実施体制については、「6」参照。）」とありますが、 特に記載はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。	